

法政大学大学院学生海外留学補助金規程

規定第1304号

(目的)

第1条 この規程は、若手研究者の育成及び国際的に通用する高度専門職業人養成のため、法政大学大学院（以下「本大学院」という。）に在籍する学生の海外留学による、学術研究を奨励することを目的とした「海外留学補助金」（以下、補助金という。）について定める。

(留学先)

第2条 留学先は、外国の大学院とし、当該国における正規の高等教育機関であり、かつ学位授与権を有するものとする。

(申請資格)

第3条 補助金に申請できる者は、本大学院の修士課程又は博士後期課程の学生で、指導教員の推薦を受けた者とする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 休学中の者
- (2) 国費外国人留学生
- (3) 派遣海外留学・認定海外留学に関する規程による奨学金の受給者

(申請手続)

第4条 申請者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 海外留学補助金申請書
- (2) 海外留学計画書
- (3) 指導教授の推薦書
- (4) 留学先大学院の入学許可書
- (5) 留学先大学院の概要書
- (6) その他本学が提出を求める書類

(給付対象者の決定)

第5条 補助金給付対象者は、研究科長会議の議を経て、総長が決定する。

(留学期間)

第6条 留学期間は6カ月以上1年以下とする。ただし、やむを得ない事由により留学期間の延長を希望するときは、研究科長会議の議を経て総長の許可を得て1年以内に限り延長することができる。

(在学年数)

第7条 留学期間中の在学年数の取扱いは、大学院学則の定めるところによる。

(給付人員)

第8条 補助金の給付人員は毎年度若干名とする。

(給付金額)

第9条 補助金の給付金額は、年間留学は200万円を上限とし、6カ月の留学は100万円を上限とする。

(留学者の義務)

第10条 補助金を給付されて留学した者が帰国したときは、すみやかに研究結果の報告書を提出しなければならない。

2 補助金を給付された者は、在籍する本大学院の課程を修了しなければならない。

(単位の認定)

第11条 補助金を給付されて留学した者が留学先の大学院において履修した科目の単位は10単位を上限として本大学院の課程修了に必要な単位として認定することができる。

(補助金の返還)

第12条 補助金の給付を受けたのち、都合により留学を中止した場合、あるいは留学期間終了後に本大学院を修了しなかった場合は補助金の全額を、留学期間の2分の1以内に帰国した場合には補助金の半額を大学に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、帰国の事由が傷病その他やむを得ないものであり、研究科長会議が認めた場合には、この限りではない。

(併給の禁止)

第13条 補助金により留学する者又は留学中の者は、次の補助金等の申請をすることができない。

- (1) 法政大学大学院博士後期課程研究助成金
- (2) 法政大学100周年記念大学院修士課程奨学金
- (3) 法政大学大学院学生論文掲載料補助
- (4) 法政大学大学院学会等発表補助金
- (5) 法政大学大学院現地調査費用実施補助
- (6) 法政大学大学院諸外国語による論文等校閲補助

(所管)

第14条 この規程に係る業務は、各キャンパスの大学院担当が行い、大学院事務部がこれを統括する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

(追52)